

PTA行事総合補償制度加入の御案内

PTA団体傷害保険 被保険者は、児童・生徒・保護者会員・教師会員となります。

●PTAが日本国内で主催または共催する行事(*)に参加しPTA管理下にある間、または当該行事に参加するための自宅と行事会場との通常の往復途上において、PTA会員、児童・生徒が被った傷害を担保します。

(*)PTAが立案・企画する行事でPTA総会、運営委員会などPTA会則に基づく手続きを経て決定されたもの。

(注)児童・生徒については、「独立行政法人日本スポーツ振興センター法」の定めるところにより、給付対象となる傷害は本保険の対象となりませんのでご注意下さい。

〈保険金をお支払いする主な場合〉

- ・ PTAのバレーボール大会やサークル活動中誤ってケガをした。
- ・ 朝・夕の児童・生徒のための交通指導中にケガをした。

〈保険金をお支払いできない主な場合〉

- ・ 保険契約者、被保険者(保険の対象となる方)、保険金受取人の故意によるケガ
- ・ けんかや自殺・犯罪行為を行うことによるケガ
- ・ 無免許運転、酒酔い運転、麻薬等を使用しての運転によるケガ
- ・ 他覚症状のないむち打ち症、及び腰痛

PTA管理者賠償責任保険 被保険者はPTAとなります。

●PTA活動(*)を日本国内で行っている際

- ① PTAの役員や責任者の不注意、管理や指導のミスによって、児童・生徒、保護者会員、教師会員またはその他の第三者の身体・財物に損害を与え、法律上の損害賠償責任を負った場合
- ② 第三者から借用していたスポーツ用具などの財物(保管物)を損壊・紛失し、または盗取されたことについて、管理者としての法律上の損害賠償責任を負った場合(保管物賠償危険)に被る損害(損害賠償金、応急手当費用、争訟費用等)を補償します。

(*)PTAが立案・企画し主催する行事でPTA総会、運営委員会などPTA会則に基づく手続きを経て決定されたもの。

〈保険金をお支払いする主な場合〉

- ・ 講演会を開催したところ、係員をしていたPTA役員の誘導ミスにより参加者が将棋倒しになりケガ人が出た。
- ・ 野球大会で隣家のガラス窓にボールをぶつけ、割ってしまった。
- ・ PTA総会の際、借りていたマイクを落とし、破損してしまった。

〈保険金をお支払いできない主な場合〉

- ・ 保険契約者または被保険者(保険の対象となる方)の故意による損害賠償責任
- ・ 自動車、車両(原動力がもっぱら人力であるものを除きます)の所有、使用などに起因する損害賠償責任
- ・ 被保険者(保険の対象となる方)が借用した保管物のかし、自然の消耗もしくは性質による破損または借用した保管物を貸し主に返還した日から30日を経過した後に発見された保管物の破損によって生じた損害賠償責任
- ・ 被保険者(保険の対象となる方)の占有を離れた物または飲食物に起因する損害賠償責任 など

加入タイプと保険料 加入はPTAにて全員一括加入し、申し込みます。

PTA 団体傷害 保険	死亡・後遺障害 保険金額		175 万円		1 世帯あたり の保険料 93 円	
	入院保険日額 (180 日限度)		1 日あたり 2500 円			
	通院保険日額 (90 日限度)		1 日あたり 1500 円			
PTA 管理者 賠償責任 保険	PTA 活動遂行 に伴う賠償責任	てん補 限度額	身 体	1 名 5000 万円 1 事故 3 億円	1 事故につき 自己負担額 1000 円	児童・生徒 1 名あたりの 保険料 9 円
			財 物	1 事故 500 万円		
	保管物賠償責 任	加害者 1 名あたりてん補限度額 10 万円 保険期間中 1000 万円		1 事故につき 自己負担額 5000 円		

★事故が発生したときは速やかにPTA執行部役員まで報告してください。

担当保険会社: あいおいニッセイ同和損害保険株式会社